

## 感染症対策期間は利用者カードを提出してください

世田谷区子ども・若者部児童課  
森の児童館長 宮崎 浩子

森の児童館は令和2年7月1日から午後5時から6時まで「中高生世代の児童館利用」を開始します。対策期間中は「誰が児童館を利用したか」きちんと確認する必要がありますので提出してください。この利用者カードは1回提出すると年度末まで有効です。変更があったら知らせてください。

### 記

- 1 目的 感染症発生時に備え対策中の児童館利用者を把握するため。収集した情報は新型コロナウイルス等感染者および濃厚接触者が森の児童館を利用したことが判明した際に接触者特定のため。  
上記以外の目的に使用しません。
- 2 保管期間 令和5年3月31日まで。保管期間終了後、責任を持って破棄します。
- 3 第三者提供 国および東京都の感染症拡大を防止するための機関からこの児童館利用カードの開示を求められた場合には情報の提供を行います。

以上

問い合わせ先 世田谷区立森の児童館 電話 03-3704-4917  
FAX 03-3704-0647

.....きりとり.....

## 『児童館中高生世代利用者カード』

上記1～3の内容に同意して利用者カードを提出します。(☑してご提出ください。)

令和 年 月 日提出

氏名 :	_____	ふりがな( _____ )
学校名 :	_____	中学校・高校 学年 : _____ 年
生年月日 :	_____	
住所 :	中町 上野毛 瀬田 用賀 等々力 深沢 その他 ( _____ ) 丁目	
本人の電話番号 :	_____ - _____	
緊急時連絡先電話番号 :	_____ - _____ ( _____ )	